

交渉することとあつた。

六、工場管理協定成る

五月十八日、十六日以東栗印刷労働組合安藤準一郎外四十名の應援を得て、会社側と数次の交渉を連続したるも何等纏りたる結果を得る能はざりしに五月十八日に至り会社側より顧問兼護士海老宗重方に於て会見すべく申上りたりを以て職工側代表として渡辺廣吉、宮田清一郎、内田精一、市川廣治、大田代義方、五名出席し、應援組合員安村庸二、安藤純一郎は立会人として陪席したるに会社側は財界の不況より營業困難に陥り止むべく解散したる事情を継々として陳述し了解を求めたるが職工側は營業継続を主張し工場管理の方針にて折衝大いに努めたるに竟に会社側は工場管理に同意を共ふるに至り、会社の基礎強固たる事を職工代表五名の名義にて工場管理経営を承し、会社に対しては毎月総収入の一分を納入し、残額は従

業負に分配する事と協議一決し二十一日契約証書と交換する事と並に貸金残額は二十日に交拂ふ事とを附議して、此処に稀に見る而かも合法的なる生産者自身によりて経営される工場管理の協定が出来ぬが

七、工場管理實現

五月廿一日正式に契約証書と交換し登記を済ましたる職工側は数日の準備の後二十七日一斉に出勤し營業と作業を開始した。

八、工場管理契約書正本全文は左の如し

契約証書

本職ハ當事者間ニ於ケル法律行為ニ関シ聴取シタ
ル陳述ノ趣旨ヲ左ニ記載ス
有隣印刷株式會社取締役曾弥豊三同天井國太郎
一兩名ヲ一括シテ甲ト称シ宮田清一郎渡辺廣吉